

議案第56号

備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(備前市体育施設設置条例の一部改正)
- 2 備前市体育施設設置条例(平成17年備前市条例第111号)の一部を次のように改正する。
「教育委員会」を「市長」に改める。
(備前市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 3 備前市スポーツ推進審議会条例(平成17年備前市条例第112号)の一部を次のように改正する。
第2条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第4条中「教育委員会が市長の意見を聴いて」を「市長が」に改める。
第9条中「教育委員会事務局」を「スポーツ担当課」に改める。
第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(備前市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)

- 4 備前市立学校体育施設の開放に関する条例(平成17年備前市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「備前市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市」に改める。

第5条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「当らせる」を「当たらせる」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「当らせる」を「当たらせる」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条及び第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第2号中「教育委員会」を「市」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項及び第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(備前市体育施設設置条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の備前市体育施設設置条例、備前市スポーツ推進審議会条例及び備前市立学校体育施設の開放に関する条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の備前市体育施設設置条例及び備前市スポーツ推進審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。